

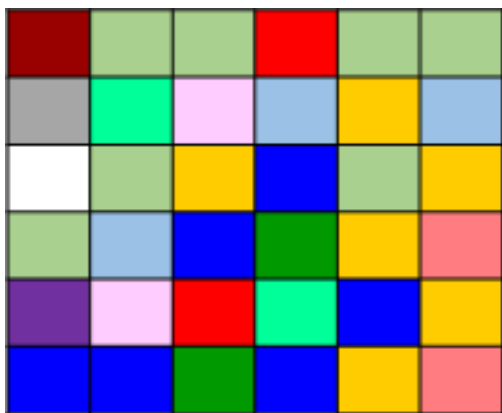
本事業は、令和7年度当初予算に基づいて実施するものであるため、当初予算の成立後、その内容に応じて、内容等の変更があり得ることにご留意願います。

令和7年度 農地利用効率化等支援交付金

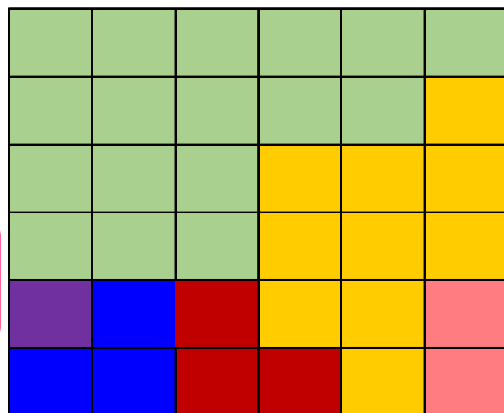
地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となる担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

要 望 調 査 用

現状



目標地図



地域が目指すべき将来の
集約化に重点を置いた
農地利用の姿の実現

はじめに（事業の概要）

農地利用効率化等支援交付金の概要は、以下のとおりとなっています。

融資主体支援タイプ

融資を受けて、経営改善の取組に必要な農業用機械・施設の導入を行おうとする農業経営体に対して、支援します。

農業経営体の経営改善の実績及び目標、地域における農地集積の実績等を地区ごとにポイント化し、上位の地区から採択されます。

なお、以下の取組について優先枠を設けて支援します。

- ① **新たな技術を活用した農業用機械等の導入**による労働力不足の解消等のための取組（**スマート農業優先枠**）
- ② 「みどりの食料システム戦略」を踏まえ、**環境に配慮した営農**に積極的に転換していくための取組（**グリーン化優先枠**）
- ③ 規模拡大による経営発展が制限される中山間地域等で、施設園芸など**集約型の農業の導入**による収益の向上のための取組（**集約型農業経営優先枠**）

融資主体支援タイプについて

(1) 事業実施地区について

本事業の実施地区は、以下を満たす地区となります。
(該当するかどうかは市町村の農政担当部局へお問い合わせください。)

「地域計画」が策定されている地域

(2) 助成対象者について

本事業の支援の対象となる経営体は、以下のとおりです。
ただし、新規に就農した方は認定農業者又は認定就農者に限ります。

地域計画のうち目標地図に位置付けられた者

(認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地図に位置付けられることが確実であると事業実施主体(市町村)が認める者を含む。)

(3) 支援の対象となる事業内容について

支援の対象となる事業内容は、以下のとおりです。

- ① 農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械等の取得、改良又は補強
- ② 農地等の造成、改良又は復旧

例えば、

- ・ トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得
 - ・ 乾燥調製施設(乾燥機)、集出荷施設(選果機)などの施設の取得
 - ・ ビニールハウスの整備
 - ・ 畦畔の除去、明きょ・暗きょ排水の整備などの農地等の改良
- などが支援の対象となります。



事業内容の主な要件：

- ・ 融資を受けて機械等の導入を行うこと。（※1）
- ・ 個々の事業内容について、単年度で完了すること。
- ・ 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。
- ・ 事業の対象となる機械等は、耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること。（※2）
- ・ 運搬用トラック、パソコン、倉庫等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと。（※3）
- ・ 助成対象者の成果目標に直結するものであり、かつ、既存の機械等の単なる更新を行うものではないこと。

※1 対象となる融資は、以下の機関が貸し付けを行う資金です。

- ・ 農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、日本政策金融公庫、銀行、沖縄振興開発金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、信用組合、都道府県

※2 中古機械及び中古施設にあつては、上記の要件に加え、使用可能と認められる年数が2年以上のものであることが必要です。

※3 ただし、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム（農業用機械に設置するものに限る）などの機械については、以下の①～③の要件すべてを満たす場合に限り助成の対象となります。

- ① 農業の生産等に係る作業に使用する期間において他用途に使用されないものであること
- ② 農業経営において真に必要であること
- ③ 導入後の適正利用が確認できるものであること

また、環境衛生施設（トイレ等）、ほ場観測施設及び中継拠点施設（農機具格納庫等）などの施設については、①～③の要件に加え、ほ場又はほ場の隣接地に設置するものにより対象となります。

(4) 優先枠について

特定の取組に対し、優先枠を設けて支援します。

○スマート農業優先枠

新たな技術を活用した農業用機械等の導入による、労働力不足の解消等のための取組を支援

スマート農業技術活用促進法の生産方式革新実施計画の認定を受けており、認定を受けた計画の取組に必要な機械等を導入しようとする方のほか、

- | | |
|--------------------|------------------------|
| ① 農業用機械の自動操舵システム | ② 土壌センサー搭載型可変施肥田植機 |
| ③ 農薬散布等無人航空機(ドローン) | ④ 水田の高度水管理システム |
| ⑤ 施設園芸の高度環境制御システム | ⑥ ほ場環境等に応じた生産管理最適化システム |
| ⑦ 自動収穫・選果作業機 | ⑧ 牛個体管理システム |

などを導入しようとする方が対象になります。

○グリーン化優先枠

「みどりの食料システム戦略」を踏まえ、環境に配慮した営農に積極的に転換していくための取組を支援

以下の①と②の要件を満たす方が対象となります。

- ① 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けていること。
- ② 導入等する機械等が①の計画の取組内容に関連するものであること。

○集約型農業経営優先枠

土地利用の制約などから、規模拡大による経営発展が制限される地域等における、集約型の農業の導入による収益の向上のための取組を支援

以下の①から③の要件を満たす方が対象になります。

- ① 耕種農家であること
- ② 目標年度における1ヘクタール当たりの付加価値額が50万円以上であること
- ③ 目標年度において、経営面積が現状より縮小しないこと

(5) 成果目標について

支援を受ける方は、①の必須目標と、②から④の選択目標（1つ以上を選択）について、目標年度（令和7年度事業の場合は令和9年度）の具体的な数値目標を設定し、その目標を達成していただく必要があります。

【必須目標】

①付加価値額（収入総額 － 費用総額 ＋ 人件費）の拡大

【選択目標】

②農産物の価値向上、③単位面積当たり収量の増加、④経営コストの縮減

また、今後行う取組についてポイント化する場合は、以下の⑤から⑦の事業関連取組目標についても目標設定が必要です。

【事業関連取組目標】

⑤経営面積の拡大、⑥労働時間の縮減、⑦経営管理の高度化

(6) 助成金の算定方法について

個々の事業内容ごとに、以下の計算方法①～③により算定した額のうち一番低い額が助成金額となります。

ただし、算定した額が上限額を超える場合は上限額が助成金額となります。

〈計算方法〉

$$\textcircled{1} = \frac{\text{事業費} \times 3}{10}$$

$$\textcircled{2} = \text{融資額}$$

$$\textcircled{3} = \text{事業費} - \text{融資額} - \text{地方公共団体等による助成額}$$

〈上限額〉

法人・個人問わず 300万円

※ 目標地図に位置付けられた者であって、目標年度の経営面積が次に掲げる基準以上となる場合は、600万円

- | | |
|---------|---------|
| ・ 水田作等 | 20ヘクタール |
| ・ 露地作 | 5ヘクタール |
| ・ 果樹作 | 3ヘクタール |
| ・ 施設園芸作 | 1ヘクタール |

(7) 追加的信用供与補助事業について

融資機関から融資を受ける際に、原則として、融資物件以外の担保及び同一経営外の保証人の確保が難しい場合でも、適切な融資計画を策定した経営体に対して、農業信用基金協会による確実な機関保証制度を措置します。

区 分		保証上限額	備 考
認定農業者	個人	3,600万円	
	法人	7,200万円	
認定農業者以外の者	個人	3,000万円	
	法人	6,000万円	任意団体も同じ

保証を受けるためには、別途、審査と保証料が必要になります。



【付加価値額について】

付加価値額とは、事業活動により生み出された価値を表すもので、農業収入から農業生産に投入された肥料や農機具、作業委託といった財・サービスの費用を差し引いて算出します。

具体的には、

$$\text{付加価値額} = \text{収入総額} - \text{費用総額} + \text{人件費}(\times)$$

(※費用総額に含まれているものに限ります。)

- ・ **付加価値額は、助成対象者の農業経営全体の額**です
(助成対象者が農業及び農業関連事業以外の事業を行っている場合は、その事業の付加価値額は除きます。)。
- ・ 部門や支店で区分経理が行われている場合は、区分経理されている範囲を経営全体として取り扱うことも可能です。
- ・ 家族経営や集落営農組織が法人化し、要望調査実施時点でまだ決算期を迎えていない場合であって経営内容が同一である場合は、法人化前の経営の付加価値額で算定します。
- ・ 収入総額には、原則として補助金収入を含みますが、就農準備資金・経営開始資金等は含めません。
なお、補助金を収入に含めた場合に適切な目標設定や評価が困難になると事業実施主体が判断する場合は、除外することができます。

(参考) 付加価値額の算出方法 (個人の場合)

- 具体的な計算式は、以下のとおり。

「付加価値額＝収入総額－費用総額＋人件費（費用総額に含まれているものに限る。）」

(注) 青色申告をしていない場合は、帳簿や伝票等を用いて、青色申告決算書に該当する科目の金額を求め、算出する。

青色申告決算書（損益計算書）からの付加価値額の算出方法（例）

損益計算書（自1月1日 至12月31日）

科目			金額(円)	科目			金額(円)	科目			金額(円)			
収 入 金 額	販 売 金 額	1	14,443,000	業 務 費 用	作業用衣料費	18	60,000	差 引 金 額 (7-35)		36	9,979,000			
	家事・事業消費	2	60,000		農業共済掛金	19	1,350,000	各 種 引 当 金 ・ 準 備 金 等	繰 戻 額 等	貸倒引当金	37			
	雑 収 入	3	12,300,000		減価償却費	20	3,938,000				38			
	小計(1+2+3)	4	26,803,000		荷造運賃手数料	21	493,000				39			
	農産物の 棚卸高	期首	5			雇 人 費	22			365,000	繰 入 額 等	計	40	0
		期末	6			利子割引料	23			33,000		専従者給与	41	3,760,000
	計 (4-5+6)				7	26,803,000	地代・賃借料	24	1,672,000	貸倒引当金		42		
* 経 費 金 額	租 税 公 課	8	520,000	土地改良費	25	83,000		43						
	種 苗 費	9	705,000	研修費	26	146,000		44						
	素 畜 費	10	0	事務通信費	27	135,000		45	3,760,000					
	肥 料 費	11	2,445,000	委託費用	28	654,000	青色申告特別控除前の 所得金額 (36+40-45)		46	6,219,000				
	飼 料 費	12	0	固定資産除却額	29	196,000	青色申告特別控除額		47	650,000				
	農 具 費	13	134,000	雑 費	30	600,000	所得金額 (46-47)		48	5,569,000				
	農薬・衛生費	14	122,000	小 計	31	16,823,000	48のうち、肉用牛について特 例の適用を受ける金額							
	諸 材 料 費	15	380,000	農産物以外 の棚卸高	期首	32	112,000							
	修 繕 費	16	1,404,000		期末	33	81,000							
	動力光熱費	17	1,388,000	経費から差し引く果樹 牛馬等の育成費用		34	30,000							
				計(31+32-33-34)		35	16,824,000							

(A)	収入総額	26,803,000円
(B)	費用総額	16,824,000円
(C)	人件費	365,000円

※ 収入総額に雑収入のうち農業外収入は含めない（補助金収入は含む。）。

付加価値額

A - B + C

$$= 26,803,000 - 16,824,000 + 365,000$$

= 10,344,000 円

(参考) 付加価値額の算出方法 (法人の場合)

損益計算書・製造原価報告書・販売費及び一般管理費内訳書からの付加価値額の算出方法 (例)

損益計算書

(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位: 円)

科目	金額	
【売上高】		
野菜売上高	96,615,000	
加工品売上高	20,330,000	
売上高合計	116,945,000	
当期商品仕入高	5,136,000	
期末商品棚卸高	585,000	
商品売上原価		4,551,000
期首製品棚卸高	1,031,000	
当期製品製造原価	73,644,000	
合計	74,675,000	
期末製品棚卸高	1,223,000	
製品売上原価		73,452,000
売上原価		78,003,000
売上総利益		38,942,000
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		33,886,000
営業利益		5,056,000
【営業外収益】		
受取利息	500	
受取配当金	1,700	
雑収入(うち補助金)	1,540,000(1,000,000)	
		1,542,200
【営業外費用】		
雑損失	3,000	
：	：	：
：	：	：

製造原価報告書

(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位: 円)

科目	金額	
【材料費】		
期首材料棚卸高	1,107,600	
材料仕入	28,987,000	
合計	30,094,600	
期末材料棚卸高	1,439,000	
材料費合計		28,655,600
【労務費】		
賃金	12,162,600	
賞与	1,803,000	
法定福利費	2,554,000	
福利厚生費	180,400	
労務費合計		16,700,000
：	：	：
当期製品製造原価		74,675,000

販売費及び一般管理費内訳書

(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位: 円)

科目	金額	
役員報酬	1,600,000	
給料手当	2,700,000	
賞与	527,000	
法定福利費	831,800	
福利厚生費	343,800	
広告宣伝費	974,000	
：	：	
販売費及び一般管理費合計		33,886,000

(A)	収入総額	117,945,000円
(B)	費用総額	111,889,000円
(C)	人件費	22,702,600円

※ 収入総額には農業外収入は含めない。
ただし、補助金収入は、収入総額に含めることから、営業外収益に補助金収入が計上されている場合は、収入総額に含める。

$$\begin{aligned}
 & \mathbf{A - B (=営業利益) + C} \\
 & = 117,945,000 - 11,889,000 + \\
 & \quad 22,702,600 \\
 & = \mathbf{28,758,600円}
 \end{aligned}$$